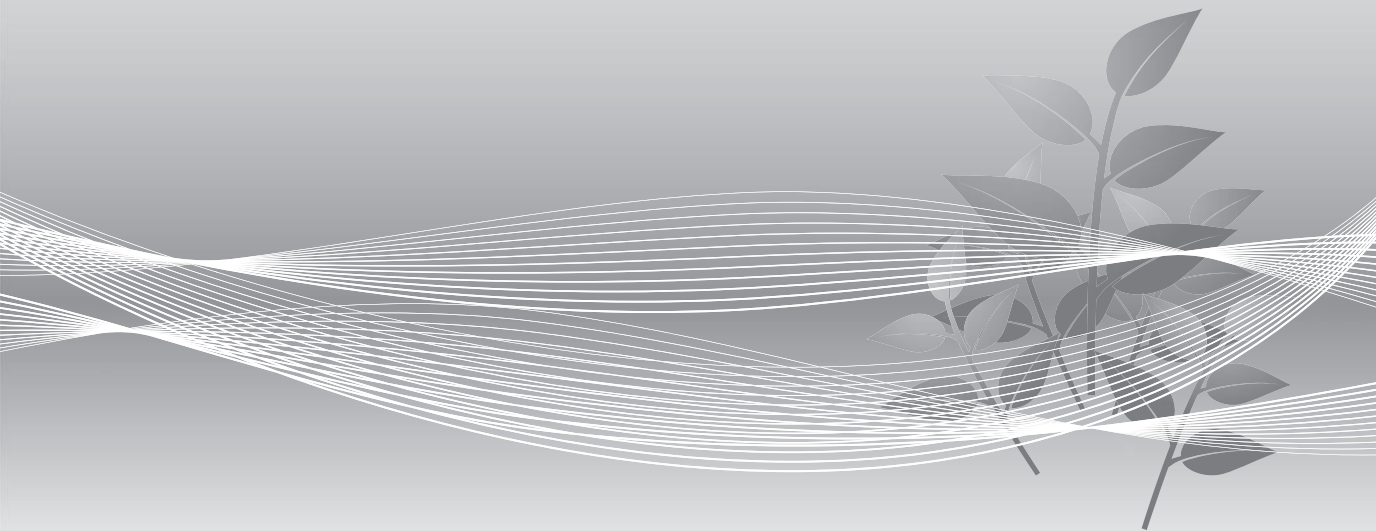


## 第Ⅱ部

# 関連資料編





# 第 1 章

## 国際社会事業団沖縄代表部・国際福祉沖縄事務所・ 国際福祉相談所の関連資料

### 国際社会事業団沖縄代表部（1958～1972年） 国際福祉沖縄事務所（1972～1980年） 国際福祉相談所（1980～1998年）

成 定 洋 子

国際福祉相談所の前々身の組織である、国際社会事業団沖縄代表部（International Social Service Okinawa）は、1958年11月24日、コザ市山里区一班（プラザハウス隣）に設立されました（国際社会事業団沖縄代表部 年不明）。設立当時の国際社会事業団沖縄代表部は、理事会は「琉米人混合の18名、監事2名で構成、米人の事務局長と2名の相談員」という小規模な相談体制で始まりました（社会福祉法人国際福祉会 1983）。国際社会事業団沖縄代表部が設立されるに至った当時の社会状況・背景について以下のように記されています。

終戦後米国統治下におかれた沖縄には、アメリカの軍人、軍属とその家族、フィリッピン人の米軍雇用者等、相当数の外国人が滞在して国際色ゆたかな地域となり、沖縄女性や外国人間の国際結婚が盛んにおこなわれた。一方では、夫婦間の不和、離婚、妻子の置き去り、音信不通、結婚や渡航手続の不備によって起る問題等も年とともに増え、子供の福祉の問題、例えば、子供の病いと家計、連れ子と継父との関係、未婚の母と子の問題、国籍や移民法ともからんだ複雑な社会問題が発生し、これらを解決すべき公共の対応が迫られていた。又、嘉手納町内に昭和31年頃から「ハーフウェイホーム」という混血児を対象とした私的保護施設があったが、複雑な国際的性質をおびた個人や家族の問題解決のためには専門的な機関の設置が痛感されたので、琉米の政府及び民間の指導者たちによって、国際社会事業団（ISS）本部と連携しつつ事務所の設立準備が進められた（社会福祉法人国際福祉会 1983：1）。

沖縄戦後の米国統治下で、米軍関係者と沖縄女性、その子どもたちに関わるさまざまな問題が生じる中、その問題解決に向けた「専門機関」として、国際社会事業団沖縄代表部は位置付けられました。国際社会事業団沖縄代表部はまた、「国際養子縁組によって家庭に恵まれない混血児らの福祉を促進」することも設立「目的」として位置付けていました（前掲書）。

1972年5月15日、沖縄県の本土復帰に伴い、国際社会事業団の「一国一代表部の原則」により、国際社会事業団は、東京の日本代表部を存続させる一方で、沖縄代表部を廃止することになりました（大城 1998）。そのため、復帰直前の1972年4月、国際社会事業団沖縄代表部を改組する形で、社会福祉法人国際福祉会・国際福祉沖縄事務所（International Social Assistance Okinawa Inc, ISAO）が設立されました（社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所 1998：16）。さらに、1980年8月、社会福祉法人国際福祉会・国際福祉沖縄事務所は、社会福祉法人国際福祉会・国際福祉相談所（ISAO）へと名称変更、支援活動内容は設立当初に比べ、大幅に多彩化しました（結婚カウンセリング、行方不明者探し、アメリカ赤十字社との連携、国際養子縁組支援、養護施設、合衆国からの法的書類取り寄せ、関係機関と相談者の間の仲介、チャリティショップ、翻訳・通訳、ケースワーク・相談サービスなど）（Shimamoto 年不明）。

これらに加え、当時問題化されていなかった「無国籍児問題」を可視化し、国籍法改正において主導的な役割を担ったのが、当時の国際福祉沖縄事務所／国際福祉相談所でした。1979年1月25日、大城安隆事務局長が「国際児童年－沖縄からの提言」を発表、沖縄県の無国籍児童の存在と救済を訴え、父系主義から両系主義に国籍法を改正することを求めました。大阪法務局（1983年3月15日）や衆議院法務委員会（1983年4月6日）において、ケースワーカーであった平田正代さんや瀧岡直美さんによる意見申述が行われ、国際福祉相談所は、1985年の国籍法改正において多大な貢献を果たしました（社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所 1998：16, 20, 21）。

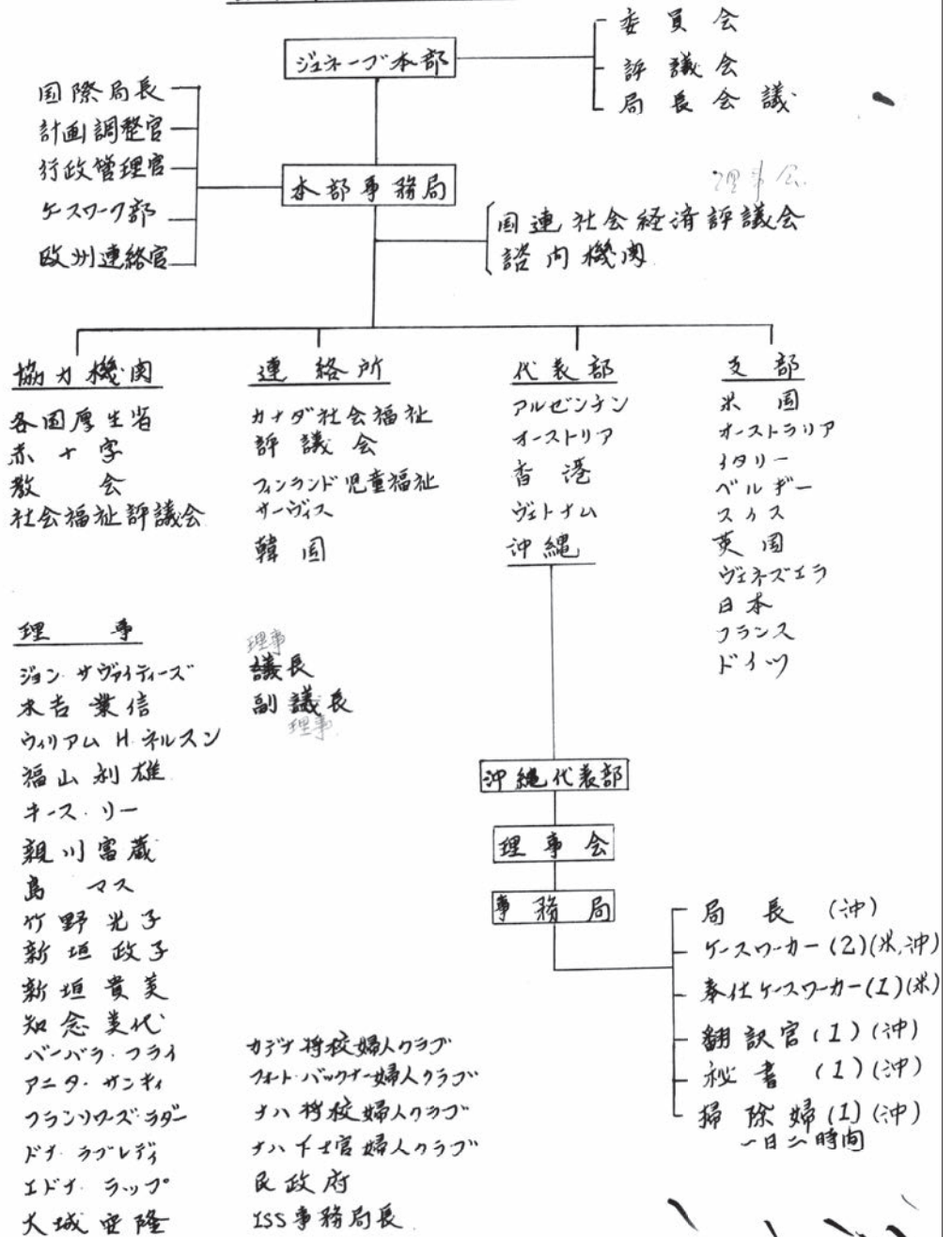
しかし、国際相談は増えるものの、寄付が減少、1978年の時点で、正規職員10名、臨時職員4名の計14名体制となっていた国際福祉事務所は、既に「赤字」を数百万円抱える事態となっていました（琉球新報 1979年11月6日）。沖縄県に「補助」を求めるも、県の補助金はさらに減額され、財政的な問題解決の糸口が見えないまま、1998年3月、国際福祉相談所は閉所、40年の歴史に終止符を打ちました。なお、国際相談業務は沖縄県女性総合センター（当時）「ているる」に移管され、国際福祉相談所の最後の所長であった平田正代さんが、1998年4月、「ているる」の国際相談員（嘱託）として着任しました。

## 引用文献

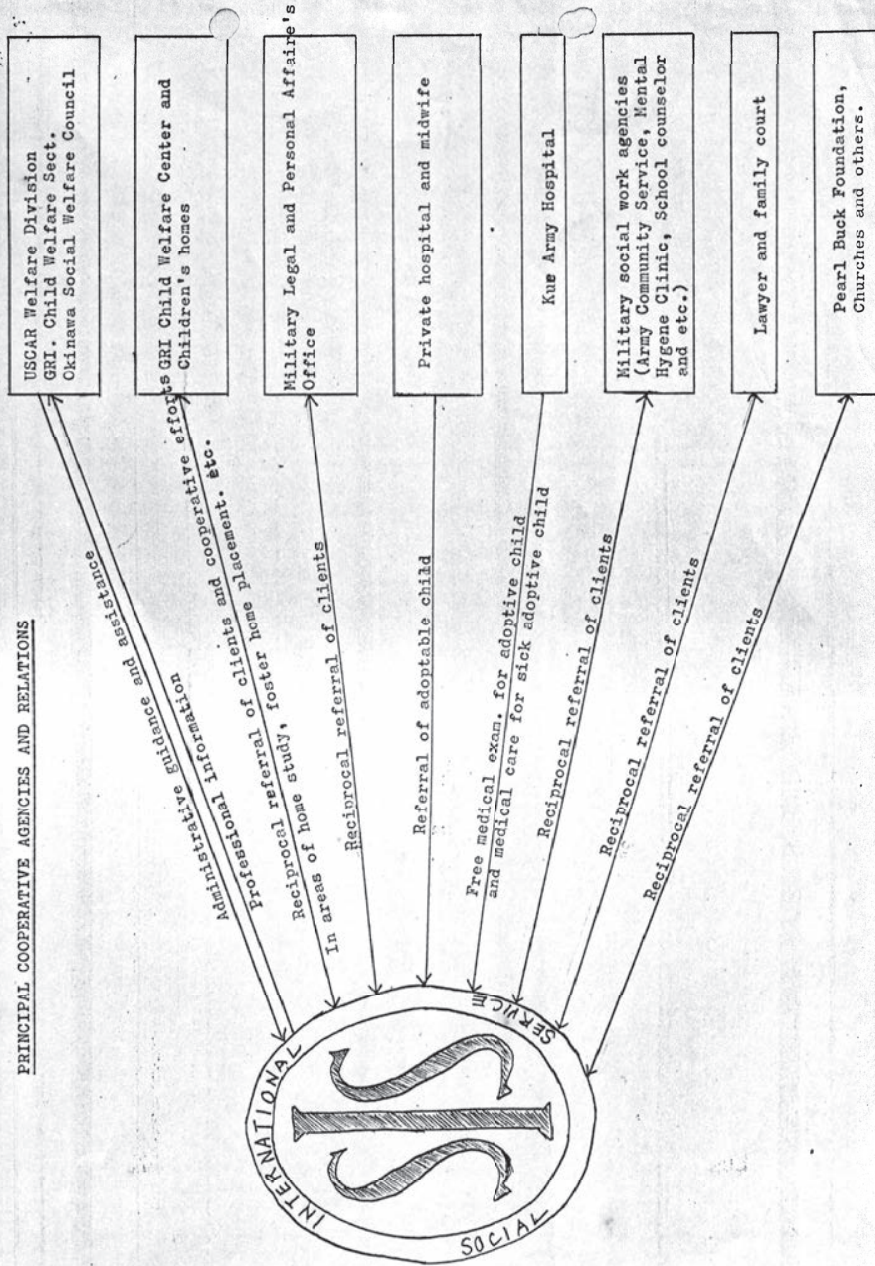
- 大城肇、1998年、「平成9年度事業報告」、社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所、『平成9年度事業実績報告書：自平成9年4月1日至平成10年3月31日』。
- 国際社会事業団沖縄代表部（ISS）、年不明（沖縄県公文書館蔵、「(社福)国際福祉沖縄相談所設立関係資料」、50-58頁（資料コード0000146885）
- 社会福祉法人国際福祉会、1983年、「社会福祉法人 国際福祉会 業務概要」、『S58 業務概要』、11-15頁（沖縄県公文書館蔵、「(社福)国際福祉沖縄相談所設立関係資料」（資料コード0000146885）。
- 社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所、1998年、「国際福祉会 国際福祉相談所 沿革」、社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所、『平成9年度事業実績報告書：自平成9年4月1日至平成10年3月31日』、15-17頁。
- 琉球新報（朝刊）、1979年11月6日、「国際福祉事務所ピンチ：相談増え予算不足 母子家庭の保護憂慮 県に善処策を要請」。
- Shimamoto, Yukiko. (年不明) “ISAO”. (沖縄県公文書館蔵、「(社福)国際福祉沖縄相談所設立関係資料」、29-30頁（資料コード0000146885）



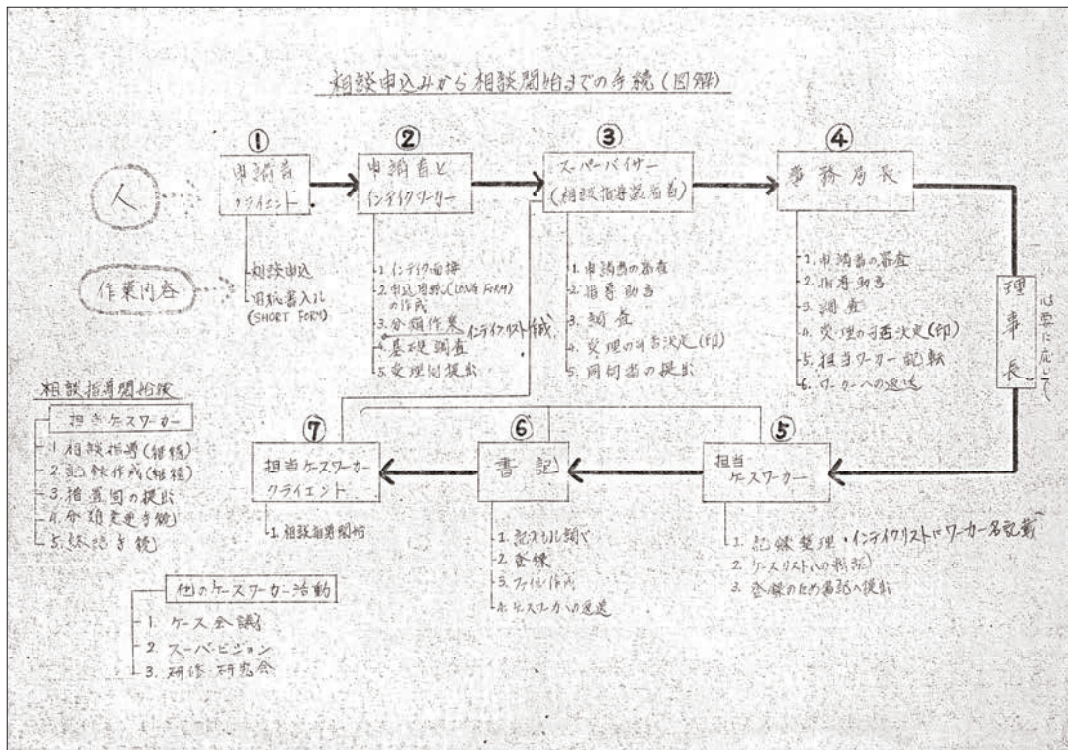
国際社会事業団機構



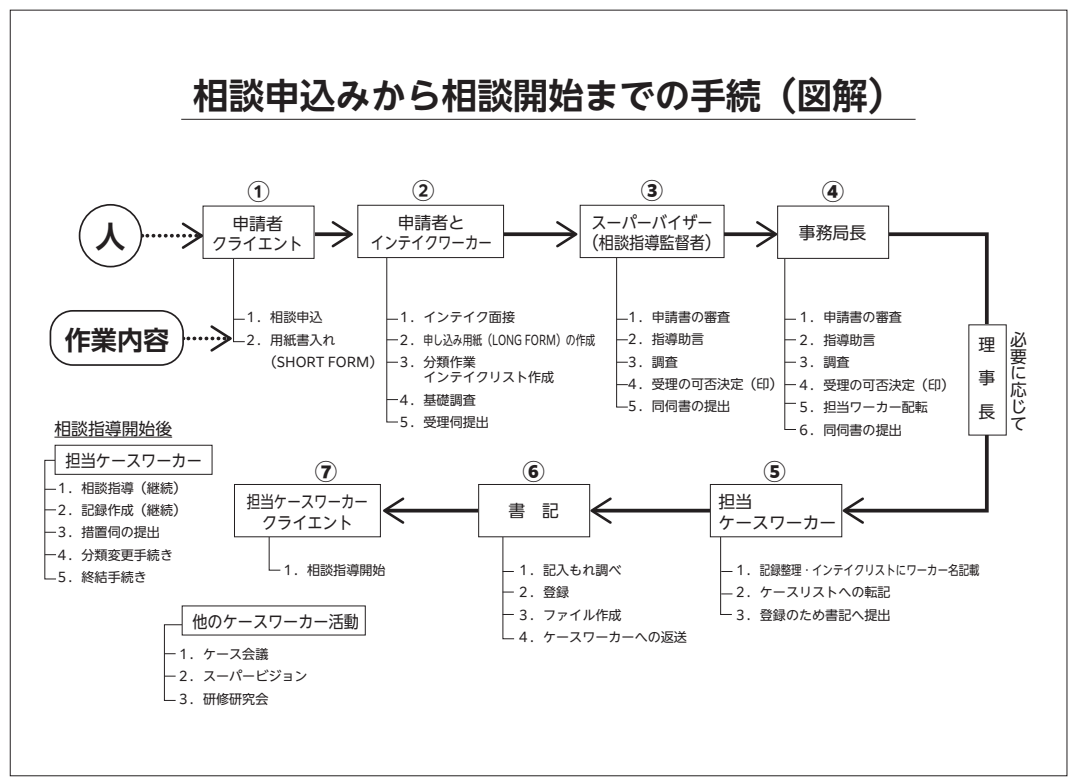
PRINCIPAL COOPERATIVE AGENCIES AND RELATIONS



沖繩県公文書館所蔵「労働契約書 臨時」  
(資料コード0000146844)

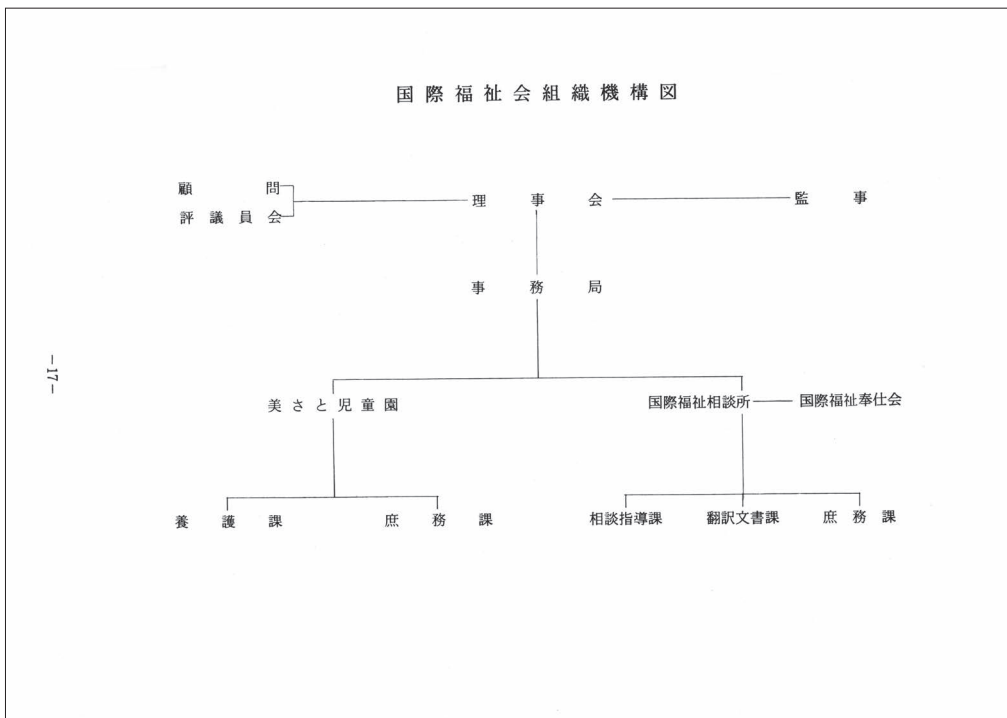
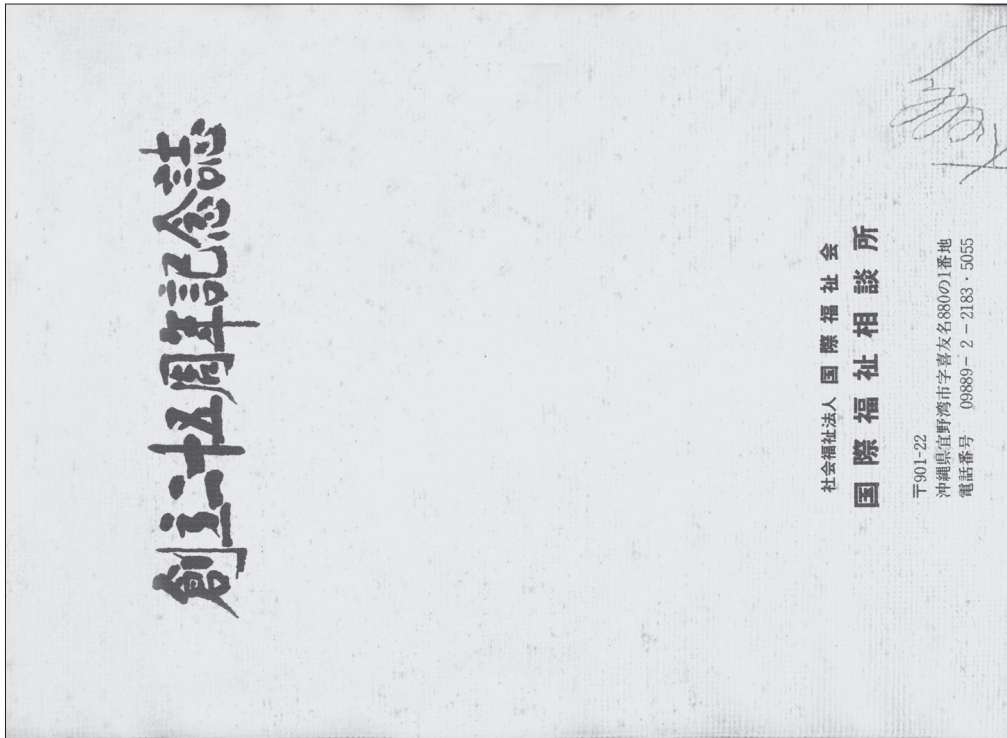


沖縄県公文書館蔵「受付記録簿 R 75July-81Mar.」  
(資料コード0000146914)





【1983年】『創立二十五周年記念誌』より



## 社会福祉法人 国際福祉会定款

### 第1章 総 則 (目 的)

第1条 この社会福祉法人は、援護有成人は更生の措置を要する者に対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として、生活できるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業  
養護施設 美さと児童園の設置経営
- (2) 第2種社会福祉事業  
相談事業 国際福祉相談所の設置経営

### (名 称)

第2条 この社会福祉法人は、社会福祉法人国際福祉会という。

### (事務所の所在地)

第3条 この社会福祉法人（以下法人という。）の事務所を沖縄県沖縄市字知花弁当原52

8番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を沖縄県宜野湾市字喜友名880番地の1に置く。

### 第2章 役員及び職員

#### (役員の設定)

第4条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 15名 (2) 監 事 3名
- 2 理事のうち1人は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長のみが、この法人を代表する。
- 4 役員の間は、各役員について、その親族その他特別の関係がある者が、理事のうち3名をこえて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。

(理 事 会)

第5条 この法人の業務の決定は理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の駐場業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを召集する。
- 3 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、その請求のあつた日から1週間以内にこれを召集しなければ

ならない。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を聞き、議決することとはできない。

6 理事会の議事は、法令に特別に定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決すところによる。（理事長の職務代理）

第6条 理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

#### (理事の委嘱)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て理事長が委嘱する。

#### (監事の選任)

第8条 監事は、理事会において選任する。

2 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

#### (役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができ、

#### (職 員)

第10条 この法人に職員若干名をおく

2 この法人の設置経営する国際福祉相談所の長（以下所長という）及び設置経営する養護施設の長（以下施設長という）は理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 所長及び施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第11条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 所在地沖縄県宜野湾市字喜友名880番地の1、家屋番号880番地の1の1、鉄筋コンクリートプロック造陸屋根三階建国際福祉相談所占有部分一階162.35 平方メートル
- (2) 所在地沖縄県宜野湾市字喜友名880番地の1、家屋番号880番地の1の2、鉄筋コンクリートプロック造陸屋根三階建国際福祉相談所占有部分251.42 平方メートル
- (3) 所在地沖縄県宜野湾市字喜友名880番地の1、家屋番号880番地の3、鉄筋コンクリートプロック造陸屋根三階建、国際福祉相談所占有部分三階251.42 平方メートル
- (4) 沖縄県沖縄市字知花527番地、528番地、家屋番号528番地の1鉄筋コンクリー

ト造陸屋根平屋建、美さと児童園管理棟1棟(515.84㎡)

- (5) 沖繩県沖縄市字知花527番地、528番地、家屋番号528番の2、鉄筋コンクリー  
ト造陸屋根平屋建美さと児童園児童棟1棟(780.57㎡)

(6) 沖繩県宜野湾市字喜友名880番地在、国際福祉相談所の敷地1筆(140㎡)

(7) 沖繩県宜野湾市字喜友名880番地の1在、国際福祉相談所の敷地1筆(339㎡)

- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。  
4 基本財産に指定された付付された金品は、すみやかに第2項に掲げるため必要な手続  
をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第12条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは理事総数の3分の2以上  
の同意を得、厚生大臣の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第13条 この法人の資産は、理事長の方法により、理事長が管理する。資産のうち  
現金は、確実な銀行もしくは郵便管理局に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は郵便  
な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第14条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(子

第15条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し理事総数の3分  
の2以上の同意を得なければならない。

(決

第16条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終  
了後2ヶ月以内に理事長において作成し、理事会の認定を得て監事の監査を経なければ  
ならない。

2 会計の決算上剰余金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必  
要な場合にはその全部又は一部を基本財産に繰入することができる。

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。た  
だし、昭和47年度は昭和47年5月15日に始まり、昭和48年3月31日をもって終るものと  
する。

(監事の指責)

第18条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ  
うとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第4章 顧問及び評議員

(顧

問)

第19条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、多年本会の役員として尽瘁し、功労顕著なる者、又は学識経験者であつて、  
本会の事業に深き理解を有する者の中から、会長が理事会の議決を経て之を委嘱する。

3 顧問は、役員及び理事会に対し意見を述べることができる。

(評議員会)

第20条 評議員会は40名の評議員をもって組織する。ただし、理事を兼ねることができる。

2 評議員会は、理事長が召集する。

3 評議員会に議長をおく。

4 議長は、そのつと評議員の互選で定める。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評  
議員会の召集を請求された場合には、その請求のあつた日から2週間以内に、これを召  
集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することはで  
きない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否回数の上は、議長の決すると  
ころによる。

(評議員会の権限)

第21条 次に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を問かなけ  
ればならない。

- (1) 予算、基本財産の処分及び事業計画。
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄。
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併または吸収による解散を除く。以下この条文中において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定。
- (7) 寄付金品の募集に関する事項。
- (8) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項。  
(評議員の資格等)

第22条 評議員は、社会福祉事業に関心をもち、また学識、経験ある者で、本会の趣旨に  
賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱にあつては、各評議員について、その職務その他特別の関係がある者  
が4名をこえて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

2 評議員は再任されることができる。



## 祝 辞

琉球大学非常勤講師  
若 尾 典 子

初めて国際福祉相談所を訪れたのは、1983年5月のことだから、まだ日は浅い。無国籍児問題の調査のためだが、その後、このスタッフのよう  
な顔をして出入りさせてもらっている。授業料も払わないできの悪い押しか  
け学生、というところである。

なんといつても国際福祉相談所の雰囲気はまず魅力だ。アメリカ的合理主  
義に裏打された高度な事務能力と、冲縄的な暖かい人情味がうまくとけあっ  
ている。福祉は、下手をすると日本の精神主義を基調にした、慈善的作業に  
なってしまう。それは、もはや福祉ではない。冷静かつ的確な判断能力と、  
それを支える暖かい心が要求される、本来の福祉のあり方が、ここにはある。

実際、このスタッフは委員、自分の仕事に誇りと自信と謙虚さをもって  
いる。もともと有能な人が集まっているからともいえる。だがそれ以上に、  
国際福祉相談所が扱う、あるいは扱わざるをえない、問題の重さが、スタッ  
フを鍛えているためだ、と私は思っている。ここにはたしかに「冲縄」がある。

国際福祉相談所は、冲縄の特殊な戦後史の中からうみだされたものである。  
しかしここで扱う問題は、決して特殊なものではない。むしろこれらを特殊  
としてきた日本こそ、問題とされなければならない。無国籍児問題にしても、  
法律的な国籍の問題や国際結婚のあり方を問うものである。そして、それら  
の問題は人権の基礎、結婚の本質と直結している。にもかかわらず、基本を  
おさえることなく、日本は閉鎖的な単一民族志向を貫こうとしてきた。内に  
在り朝鮮人問題を抱えこんでいながら、である。そんな日本の歪みを、国際  
福祉の分野からとらえ直すことが、今、要求されている。

それだけに、今後の日本にとっても、国際福祉相談所の実績は重要であら  
う。福祉の原点を明確に示す分野だけに、その公共性の認識を、自他ともに  
確立してほしい、というのが私の願いである。

## 第5章 解散及び合併

(解 散) この法人は、社会福祉事業法第44条第1項第1号及び第3号から6号までの解散  
事由により解散する。

(残余財産の帰属) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数

の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併) 第26条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て厚生大臣の認可

を受けなければならない。

## 第6章 定款の変更

(定款の変更) 第27条 この定款を変更しようとするときは理事総数の3分の2以上の同意を得て厚生大

臣の認可（社会福祉事業法第41条第1項に規定する厚生省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を厚生大臣に届出なければならない。

## 第7章 公告の方法とその他

(公告の方法) 第28条 この法人の公告は、社会福祉法人国際福祉会の揭示板に掲示するとともに、冲縄

タイムス、琉球新報に掲載を行う。

(施行細則) 第29条 この定款について細則は、理事会において定める。

付則 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後選出  
なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理 事 長：ウイリアム・T・フイッシュャー	ウルリカ・M・ロジャーズ	朝 清	大 城
副理事長：末吉 業信	仲村 実明	川 平	肇
理 事：仲松 恵爽	竹野 光	金 城	マ ス
新藤登賀美	リンド・K・シェラール	エリノア・バックリー	ジョージ
イラー	H・マフラー	カール・W・トウリー	ウエスト・G・ミラー
監 事：島袋 俊三	フランシス・A・シオタニ		

付則 この定款は、厚生大臣の定款変更の日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。



## 混血児調査について

### は し が き

#### 児童権利宣言

国連第14総会(1959年11月2日)に於いて採択になった原則第一条引用

「児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。

すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいずれについても、其の種、皮膚、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは、社会的出身、財産、門地、その他の地位のための差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。」とつたわれている。戦後米軍駐屯により、沖繩の女性の間に於いても、混血児が生まれているが、現在の所、学童の交友関係も何ら差別することなく、又一般社会に於いても彼等児童に対して特別に取扱うということとは感じられないけれど、法律上の手続をへて国際結婚にゴールインして温い面程の愛情を受けて保育されている児童には、内面的に却って優越感を持っているかもしれないが、未婚の母に保育されている児童は、母子共に経済的悩みと精神的悩みがあるのではなからうかと彼等児童の福祉に思いを致し、保育の実態を調査したのである。

中部地区14ヶ市町内に於ける混血児の数が学童929人、幼児655人、計1,584人で人種別に見ると白人771人、黒人60人、比人675人、其他78人で母親の類型を見ると、結婚195人内縁232人、其他228人となり、結婚の率がわずかに29.74%に過ぎないのである。

又児童は生まれながらにして温い父母の愛情によって保育されるはずなのに、彼等児童は実父母による保育は25人、実母による保育が244人、其他は他人に委託して保育されている状態で児童福祉の面から遺憾に堪えない次第である。

生活程度に於いては、下の生活が98人で経済的にはやや恵まれた感があるけれど、家庭生活には心理的影響を来たす恐れがなからうか、又児童の実父の扶養の状況もわずかに248人が扶養の義務を果たされている状態である。

調査の結果現在問題行動のある児童は、数名位に止どまっているけれど彼等が思春期になった場合の対策が必要になって来るのではないかと思われる。

併し彼等児童については一般児童と差別することはないが、混血児としての特殊な事情から外国人で養子縁組を希望する適切な養親が得られなれば、彼等児童の福祉のために望ましいことである。混血児の児童の国際間の養子縁組は養親となることを希望する者の本国に於ける移民関係法、其他国際問題が多く、又児童のアフターケアからも国際的な視野でこれを取扱う必要があり、専門的な知識と技術が要請されている。

幸い我沖繩に於いても1988年11月24日国際社会事業団(インターナショナル・ソーシャル・サービス)ISSがコザ市山里区に設立になり、米国の専門家と社会事業大学卒業のケースワーカー、いずれも専門家が活躍し創立から現在までに525件を取扱い、彼等母子の福祉に貢献しているのである。

事件の内容は養子縁組、結婚、離婚、家族の再会、引揚、国籍の取得、扶養料請求、その他種々の問題解決のため、各支部代表及び連絡員と密接な協力のもとに政治、国籍、人種、宗教の区別なく、すべての人に具体的サービスを与えて、彼等母子福祉に専念して居ます。

どうぞ彼等児童の幸福のために一般社会の人は勿論、特に婦人会の方は温い愛の手を差し伸べ、よき相談相手となり、彼等児童が幸福になれるよう温い愛情を持って御指導して頂きますよう切望致します。

なお、この調査に当り熱烈なる御協力をして戴きました中部地区各市町村婦人会の皆様に対し厚くお礼申し上げます。

1964年7月

中部地区社会福祉協議会  
会長 大山朝常  
事務局長 島マズ



当所の歴史は沖繩の戦後史であるとの自負から編集にのりだす決意はしたものの、日常業務をこなしながらの片手間仕事になってしまい、結局タイムミットとなりました。福祉事業の中でも国際福祉そのものが特殊な分野であり、これまでにまとまった資料集もないためスタンダードな基礎資料を掲載してあります。

個々のケースの中には貴重な文書が数多くありますので、プライベートを侵害しない範囲でそれらをまとめて世に出すことが、今後の課題として残っています。30周年に向けてその準備をすすめることをお約束しつつ、拙ない記念誌をお届けします。

祝辞をお寄せ下さった方々、原稿文を快くお引受け下さった方々、そして記念誌発刊の趣旨に賛同して広告をお寄せ下さった皆様にご心から感謝いたします。

創立25周年記念誌編集委員会

---

### 創立 25 周年 記念 誌

1983年11月6日 印刷  
1983年11月7日 発行

編集発行人 島 本 幸 子

発 行 所 国 際 福 祉 相 談 所  
沖繩県野嵩市嘉名880-1

TEL (09889) 2 - 2183



印 刷 所 沖 繩 コ ロ ニ ー 印 刷 所

TEL (0988) 77-3344代

---

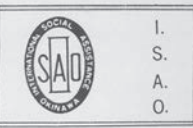
# 【1985年】国際福祉相談所「CROSS-CULTURAL COUNSELING」

NAVY/MARINE CORPS  
FAMILY SERVICE CENTER

Cross-Cultural Counseling  
Strategies for Dealing With Differences

Sponsor:  
Navy/Marine Corps Family Service Center  
International Social Assistance Division  
FEBRUARY 14, 1985



I.  
S.  
A.  
O.

**CROSS-CULTURAL COUNSELING: STRATEGIES FOR DEALING WITH DIFFERENCES**

The Navy/Marine Corps Family Service Center (FSC) and International Social Assistance of Okinawa, Inc. (ISAO) are co-sponsoring a workshop for helping professionals. The workshop is designed to assist social workers, counselors, medical personnel, clergy, and graduate students in providing more effective services to persons of Asian descent.

The workshop will include sessions on:  
Cross-Cultural Perspectives on Problems Solving: East vs. West  
Problems of Intercultural Couples  
Developing a Counseling Plan from a Cross-Cultural Perspective  
The Impact of Cultural Values on Providing Effective Service Delivery

Date: 14 February 1985  
Place: Marine Corps Base Camp S. D. Butler Officers' Club  
Time: 0945 - 1400  
Registration Fee: \$4.00  
Registration Deadline: 8 February 1985

**LUNCHEON CHOICES**

A	B
Soup	Soup
Chef Salad	Hot Turkey Sandwich
Sherbet	Platter
Coffee/Tea	Sherbet
	Coffee/Tea

The cost of the luncheon is included in the registration fee.

We invite you to join us as we begin to explore more ways of providing quality care for our military community.

For Further Information Contact:  
Diane Williams Hymons  
Navy/Marine Corps FSC - 634-3554

*Navy/Marine Corps Family Service Center*  
is Sponsoring



**An Intercultural Couples Workshop**  
For Couples Who Plan to Marry Interculturally  
and  
For Couples Who are Already Married  
on  
**May 18, 1985**  
9:00am - 4:00pm

Interested Persons Should Phone 634-3554  
Before May 13 for registration and Additional  
Information.

**PROGRAM**

10:00 Welcome - Chaplain  
10:10 Program Overview - Diane  
10:15 Cross-Cultural East vs. West - Chaplain  
10:45 Awareness Exercise - Diane - Assisting Chaplain & Kelly  
11:05 Case Histories - Intro - Kelly  
Presenting - Chaplain, Kelly, Diane  
11:30 Break - Dismiss Diane  
11:45 Lunch  
12:20 Speaker - Introduce - Diane  
12:45 Break - Diane  
1:00 Strategies - Diane - Asst. Chaplain  
Role Playing - Kelly, Diane  
1:45 Introduce Role Players, Lead Discussion - Kelly  
2:00 Closing remarks - Chaplain

*Kelly*

# [1989年] CROSS-CULTURAL PERSPECTIVES IN PROBLEMS SOLVING : EAST vs WEST

CROSS CULTURAL PERSPECTIVES IN PROBLEMS SOLVING: EAST vs WEST

INTRO: A. Difficulty of Dealing with Differences *uncomfortable not the same*

1. Universal problem with humanity - we are threatened/made uncomfortable by differences - we crave uniformity.

2. Basic reaction to this fear - denial, avoidance, discrimination, violence.

B. Impact of Flexibility Re: Intercultural marriages

I. Recognize the Universe Next Door

A. Philosophical Differences

WEST

1. Change aggressively pursued - short view of things - life an urgency to it - history

1. Less emphasis on changing order of things - long view of life/history repeats itself

2. Dualistic view of life, (good-evil, black-white, right-wrong, yes-no) - Exclusionistic frustrated by paradox

EAST

1. View life more as a synthesis (ying-yang) - different views of life compliment each other/ open to paradox - Inclusive

WEST

3. Value logical linear thinking - use of scientific method

4. Communicate as they think - logically, dualistically, directly - somewhat confrontational, highly verbal expression of views and feelings

5. Independence/Individualism Competition valued - Existential Base (Being separate/different - doing my own thing)

EAST

3. Value more circular approaches to reality - no neat boundaries between what is real and what is "spiritual"

4. Communicate circularly - "logic of the heart" - utilize indirect, often non-verbal ways to express views and feelings

5. Family unity, interdependence/ Group Relationships valued - Co-operation essential - Being "at one" with the universe, belonging, fitting in important

B. Religious Differences

WEST

1. Three concepts of reality - God, man, universe

EAST

1. Singular view of reality - God, man, universe, fused together

2

WEST

2. Personal God-immanent/  
transcendent - interacting  
with man - but apart from  
him - "I - Thou" relation-  
ship. Godliness-close to  
God's will/character
  3. Universe primarily material  
(seeing is believing)
  4. Monotheistic religion  
(Christianity, Judaism, Islam)  
- sin, repentance, love  
large components in a "re-  
lational religion" whose  
focus is to a god to whom we  
are accountable ethically
  5. Exclusive - confrontive/  
changes order
2. No personal God - holy  
"other" - mystical view of  
man/universe - man becoming  
more godlike
  3. Universe more spiritual -  
("appearances can be  
deceiving") (Things are not  
what they appear to be)
  4. Polytheistic/Pantheistic  
(Hinduism, Buddhism,  
Confucianism, Taoism) -  
harmony, order, respect for  
the way things are (sometimes  
to the point of fatalism).  
Religion relational in the  
sense of focusing "correct"  
group behavior - accountabili-  
ty to family hierarchy/  
ancestors
  5. Inclusive - compatible/  
enhances order

3

C. Social Differences

WEST

1. Family basic unit for  
initial social-emotional  
support (youth) - but  
decreasing as the primary  
means of support in  
adolescence/adulthood-  
identity more peer/job  
related. Minimal family  
obligation, emphasis on  
individuality and unique-  
ness, rather than family  
unit. No set patriarchal/  
matriarchal pattern.

2. Filial Connection - based  
more on liking each other  
as persons, than staying  
bonded together out of  
respect to one's elders.  
Losing face" really not  
part of western understand-  
ing - children can fail and  
parents if successful will  
still be valued.

EAST

1. Family basic unit for social  
emotional support - intensely  
loyal. Identity and status  
tied up in family. Obligated  
to family (often financially).  
Family generally patriarchal  
- but females play important  
role in tone of family.  
(Whole family entering  
problem solving)
2. Filial Piety - (Asian-  
Hispanic) - Respect for  
parents, grandparents, elders,  
and ancestors/hierarchical  
authority in family decisions.  
Strong emphasis on tradition  
and obligation. "Losing face"  
- shame a family problem -  
directly affects social  
relationship of whole family.

4

WEST

3. Independence -  
Individualism - conflict/  
confrontation/competition  
(fight for nights, life  
divided into winners and  
losers, risk taking valued  
- nice guys finish last and  
the devil take the hind-  
most"). Turn to ones world  
to change. External -  
evade internal eval.  
(Westerners - change jobs,  
change geography, change  
marriage partners to get an  
external combination that  
works). Explode issues.

EAST

3. Interdependence - Harmony  
reciprocity essential value  
(accommodate/compromise,  
restraint valued). Moderation  
in speech and behavior valued  
("the nail that sticks out  
must be pounded down"). Turn  
into self to resolve problems  
- implode issues
4. Suffering/Fate - suffering  
builds character - long term  
endurance valued. To complain  
is to "show that your spirit  
is small". Value in hiding  
pain and accepting fate  
(Buddhism) rather than  
challenge a situation

5

II. Recognize Unique Communication Problems

A. Kinds of Communication

WEST

- Primarily verbal, secondarily  
non-verbal. Difficulty in  
listening for tone/inflection  
- focus more on logic and  
content of verbal expression.  
Strong emphasis on hearing -  
what and how you say things  
are important. Inensitive to  
feeling!

EAST

- Primarily non-verbal,  
secondarily verbal (intona-  
tions, gestures, glances, body  
movements important conduits  
of information). Silence may  
speak louder than words in  
this setting. Emphasis on  
using ones "eyes" to "read"  
a situation/person. Strong  
emphasis on "feeling"/seeing.

B. Process of Intercultural Communication

Picture of onion (encoding, sending, receiving, decoding,  
encoding, sending)

6



Intercultural Awareness is a necessity for the helping professional on Okinawa .

Conclusion: Recognize the difficulty of dealing with differences. Be aware of the world view of those you care for and be sensitive to areas where your culture intersects with theirs. Make an intentional effort to integrate an intercultural understanding into your communication style and therapeutic techniques.

If East is ever to meet West in the helping interview, we, as skilled helpers, must take the initiative to understand our clients world. We cannot expect understanding from them apart from such an effort. <sup>I encourage you to</sup> Seriously deal with differences and "differentness": Facing fears and the complexities of communication to creatively intervene and bring healing and wholeness between two worlds.

*Challenging you to be uncomfortable and take challenges!*

### INTERCULTURAL GROUP DISCUSSIONS

The following topics are suggested subject areas to be discussed during the Intercultural Group discussions.

Maintaining Cultural Skills

Money Management

Child Rearing

In-Law Relationships

Employment Possibilities

Family Arguments

Incidents Children May Experience in School

Extended Family Responsibilities

Family Styles for Intercultural Couples

Foods

Home Decor

Gift Giving Customs

Religious Differences

1/4  
↓

Cross-cultural awareness in counseling has become increasingly important for those in the helping professions. Being aware of one's own world is not enough for the modern helping practitioner. Effective service providers must be aware of the client's cultural milieu and how that affects the cross-cultural helper-helper relationship.

This workshop attempts to increase cultural sensitivity and demonstrate workable intervention strategies.

WORKSHOP COORDINATORS

- Mrs. Masayo Kelly, ISAO
- Chaplain Dave Thompson, FSC
- Ms. Diane Williams Hymons, FSC

CROSS-CULTURAL COUNSELING:  
STRATEGIES FOR DEALING WITH DIFFERENCES

February 14, 1985  
1000 - 1400

Registration

Welcome - Major Jolly-Sheats, USMC  
Director, Navy/Marine Corps Family Service Center

Program Overview Define: Culture -

Cross-Cultural Perspectives on Problem Solving - East vs. West

Awareness Exercise

The Impact of Cultural Values in Providing Counseling

LUNCHEON

Guest Speaker - Lydia Yuriko Minatoya, Ph. D.  
Psychology Lecturer - University of Maryland  
"The Role of Research in Cross-Cultural Counseling"

Strategies for Developing a Cross-Cultural Counseling Plan

Discussion

Closing Remarks

workshop

# 【1990年】国際福祉相談所の業務について

Life & Welfare Department  
Children & Family Section  
No.387  
September 12, 1990

Chairman of the board of directors  
Social Welfare Inc.,

Chief of Children & Family Section  
Life & Welfare Department  
Okinawa Prefecture  
Official seal

Concerning :Affairs of International  
Social Assistance

I hereby certify that Chief executive of government of Ryukyu Islands approved the establishment of International Social Assistance Okinawa with Order Welfare No.103-2 dated April 13, 1972. The Minister of Welfare Affairs of Japan has approved the change of name from International Social Assistance Okinawa to International Social Assistance on August 18, 1980.

I do further certify that International Social Assistance is the category I of Welfare Social Services, and assists inter-country adoption.

This is to certify that the above is a true and correct translation of the original document in the Japanese language to the best of my knowledge and belief.

International Social Assistance  
1-30-20 Kiyuna, Ginowan City,  
Okinawa Prefecture, Japan

生 児 第 387 号  
平成2年9月12日

社会福祉法人 国際福祉会理事長殿



沖縄県生活福祉部児童課課長

国際福祉相談所の業務について

「国際福祉相談所」は、社会福祉法人国際福祉会（1972年4月13日付け指令厚第103-2号で琉球政府行政主務が国際福祉沖縄事務所の設立を認可、昭和55年8月18日厚生大臣が名称変更認可）が行う第2種社会福祉事業で、国際養子縁組を取り扱っていることを証します。



【1994年】国際福祉相談所パンフレット

INTERNATIONAL  
SOCIAL  
ASSISTANCE  
OKINAWA

国際福祉相談所

PROMOTING  
CROSS-CULTURAL  
UNDERSTANDING  
THROUGH SERVICE

ズケラン HW330  
Futenma 普天間  
Jiro's Bakery ジローベーカリー  
I.S.A.O. 国際福祉相談所  
Camp Foster 普友名  
To Kagena 兼手嶺  
HW 58  
N  
伊佐  
大山  
バイブライ  
Kina Enterprise 喜納エンタープライズ  
Pearl S. Buck Foundation パールバック財団  
932-9770  
09889-2-2697

INTERNATIONAL SOCIAL ASSISTANCE  
OKINAWA, INC. (ISAO)  
7-30-20 Kinyuna, Ginowan City  
Okinawa 901-22, Japan

沖縄県公文書館蔵「パンフレット This Is For You / RYUKYUAN AMERICAN CHILDREN'S FOUNDATION / 平成6年度美さと児童園要覧」(資料コード 0000146886)



1958年以来「外国人との間の福祉の問題」を専門的に取扱っています。

- 国際結婚・離婚・夫婦間調整
- 国籍・戸籍・認知・親権者変更
- 教育・扶養・養育費
- 外国からの文書取寄せ・連絡・消息
- 国際養子縁組・家庭調査

福祉売店常設(不用品寄贈歓迎)

中古衣料・家庭雑貨

国際福祉相談所

〒901-22 沖縄県宜野湾市喜友名1-30-20

PHONE: ~~09889-2~~ 2183・5055

(892)-

## LOCATION:

1-30-20 Kyuna

Ginowan City

Okinawa, 901-22 Japan

## TELEPHONE:

~~09889-2~~ 2-5055/2183

## HOURS:

08:30 - 17:00 Monday thru Friday  
Closed Japanese Holidays

## SERVICES

1. Assists in processing adoptions of Okinawan, ~~Korean~~ and American children. ISAO also provides home evaluation services for the adoption of step-children and for meeting U.S. Immigration laws in private adoptions.
2. Counseling for cross-cultural marriages involving an Okinawan or Japanese spouse.
3. Counseling and establishing citizenship for bi-racial children.

# 【1996年】社会福祉法人国際福祉相談所を廃止する理由

別紙1)

## 社会福祉法人国際福祉相談所を廃止する理由

1. 社会福祉法人国際福祉相談所の設置経営する事業所（施設）について、当法人は下記の通り2事業所（施設）を設置経営している。

(1) 社会福祉事業法第2条第2項に基づく第一種社会福祉事業の養護施設「美さと児童園」の設置経営

① 特徴 公共性の特に高い事業であり、その社会福祉事業の対象となるものは、おおむね社会的弱者ともいえるべきものであってその人格の尊重に重大な関係をもつ事業である。

② 財源 国及び県の折半による法的措置が保障されている。

③ 事業内容 養護施設は、乳児を除いては保護者のない児童、虐待されている児童、その他精神上苦慮を必要とする児童を収容し、これを養護することを目的とする施設とする。（児童福祉法第41条）

(2) 社会福祉事業法第2条3項に基づく第二種社会福祉事業の相談所事業「国際福祉相談所」の設置経営

① 事業名 国際的児童家庭相談事業

② 財源 法的措置はなし。（自主財源に委ねられている。）

③ 特徴

第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、これに伴う弊害のおそれが比較的に少ないものである。この種の事業についてはその事業の展開を阻害することのないよう、自主性と創発性を助長するようにすることが必要なので、第一種社会福祉事業と区別し、その経営の主体についても制限を設けることなく、またその事業の経営については、たとえ届出をすればよいことにしたものである（法64）。

④ 参考

※相談に当たる事業（以下、第二種社会福祉事業において同じ）

1 相談事業は、各種法制度に対する正しい理解、施設の状況等の的確な把握ができていない者が行うことが適当と考えられている。

2 相談事業については、現在、地方公共団体が広汎に実施するようになってきている。そのため、社会福祉法人審査基準においても、「公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取扱う」とされており、公的相談機関との重複を避け、かつ、主に従来からの実績を判断し、永続的、安定性のあるものについてのみ、社会福祉法人の設立が認められる。

3 また、社会福祉法人審査基準によれば、法人の経営基盤を安定化させる趣旨から、施設を経営しない社会福祉法人は、原則として1億円以上の基本財産を有していなければならないこととされる。従って、社会福祉法人で相談事業を行う場合には、原則として1億円以上の現金、不動産等の資産を有する必要がある。

（厚生省社会局庶務課監修「社会福祉法人の手引き」より）

## 国際福祉相談所の廃止に関する説明会と解雇予告通知書の交付式

1. 日時 平成8年10月14日 PM2:00～PM3:30

2. 場所 国際福祉相談所 直野湾市喜友名1-30-20

3. 出席

(1) 理事長	大城 肇
(2) 理事	島本 善子
(3) 事務局長	高良 邦雄
(4) 相談所長	平田 正代
(5) 指導課長	齋岡 直美
(6) 相談員	金城 あつ子
(7) 庶務係	比嘉 利恵子
(8) 指導員	金城 頼子 (臨時)
(9) 用務員	上岡 トミ子 (臨時)

00

4. 日程

進行 事務局長 高良 邦雄  
 1) 挨拶 理事長  
 2) 国際福祉相談所を廃止する理由 (別紙)  
 理由書に基づく説明 理事長 大城 肇  
 3) 補足説明 島本前理事長、平田所長  
 4) 質疑応答  
 5) 解雇予告通知書の交付 理事長  
 6) 閉会



2. 廃止する事業について

- (1) 廃止する事業名  
「国際福祉相談所」
- (2) 国際福祉相談所の設立概要

<設立> スイスに本部を置く国連の外邦団体「国際社会事業団」(INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE-ISS)の冲縄代表部として1958年に設立された。当初の目的は混血児の養子縁組を奨励することであったが、実際の相談内容は婚養、離婚など国際的福祉全般に及ぶものがあった。1972年日本復帰に伴い、同一代表部の原則から、東京の日本代表部を廃止し冲縄は廃止されたことになったが、地域社会のニーズに対応するため社会福祉法人国際福祉社会に改組、国際福祉沖縄事務所として第2種社会福祉事業の国際的福祉相談を継続させた。1980年同法人下に第1種社会福祉事業の児童養護施設「美さこ児童園」を開設した。

3. 国際福祉相談所を廃止する財政的理由

当理事会は、法人の運営経営する第2種社会福祉事業「国際福祉相談所」の財政的改善のため、国及び県内のあらゆる現行制度について、県主管課のご指導の下に23余年も研究し続けてきた。その結果、

- (1) 現行法制度上の財政的援助措置の法外(不可能)であることの再確認。

第2種社会福祉事業の法的性格上、社会福祉関係法制度の中に実体規程としての財政的措置(第1種社会福祉事業に属する、養護施設、老人ホーム等には法的措置費が保障されている)が相残され、当国際福祉相談所に対しては何ら法的財政保障がないこと及び新たな法改正の無いことを再確認したこと。

- (2) 補助金活用の限界と寄付金調達限界(非現実性)の確認。

当相談所の運営費として活用できた補助金は、県補助金と日本自転車振興会公益事業に対する補助金である。いずれもその性質上、単年度制(原則としてその年度のみ)、変動制(削減、打ち切り可能性は大変)、補足制(補助金とは元来、原則として確固たる安定した財政的基盤の上でその財源を活用して実施する事業に對して、より一層の充実を目的として補充方)を内包しており、現行の上の好転はありえないこと、女性総合センターを内包し、かつ年間に約¥16,123,000の寄付金等の調達をせねばならないことは客観的に非現実的であり、今後の相談所の継続運営は不可能であることを当理事会は判断したこと。

4. 国際福祉相談所を廃止する相談内容の变化的理由

年間の新規受付件数は4,000件台で推移しているものの、相談内容においては深刻性・緊急性の高い婚養・打ち切り・離婚の改正、協議離婚の国際結婚への適用あり、当事者の負担の法制度面から軽減してきている。若いウライアントは英語の知識もあり、社会資源の活用にも慣れており、情報提供をすれば自ら動く、国際情報センターの設置による外国人相談も充実することが期待されている。開設以来38年、国際的児童とその家族を底辺で支えてきた国際福祉相談所は、戦後50年を越えた現在一応の社会的責任を果たし終えたと自負している。今後の国際的福祉相談には国際社会のニーズに合わせた多言語での対応が求められている。

5. 参考(混血児問題と女性問題)

- (1) 混血児問題

養子縁組対象児童が激減しており平成7年度は3人となっている。母親が非嫡の混血児を養子に出さねばならなかった経済的理由は、児童扶養手当等国内諸制度の赤利により解決している。差別、偏見等の社会的理由は、近年芸能、スポーツ界における混血児の目ざましい活躍、国際交流の活発化が異人種、の心理的壁を取り除き、以前はどの強い要因ではなくなってきた。また妊娠知識の普及や理胎合法により望まない子は生まれてこなくなっている。それ故養子縁組対象混血児の数は少なくなってきたが、相談の受皿は必要である。まず児童相談所で受理し、その後、厚生省公認国際養子縁組機関である社会福祉法人日本国際社会事業団(東京)と協力して養子縁組をすすめることができる。

国際結婚の離婚、遺棄などから注目された無国籍児問題は、1985年の国籍法改正により一応の解決を見た。戸籍整備、最化など法的身分の問題は今後も発生し続けるが、これらには本来法務局などの公的機関が取り扱うべき問題であり、受付窓口での適切な情報提供と指導が求められる。提出書類のうち外国から取り寄せるものについては、それぞれの大連館、領事館の協力を求めることも、適当な国際交流機関に文書取り寄せと翻訳を委託するの一案である。

生活指導、教育問題については既設の相談機関での対応が可能である。

- (2) 女性問題

復帰後の日米経済事情の変化、社会環境の変化、価値観の多様化、クライアントの世代交代などは、相談内容にも変化をもたらした。クライアントの大部分が日本人女性である。

1990年夫が外国籍で妻が日本籍の国際結婚夫婦にも協議離婚が認められるようになり、カウンティングを占めている。離婚ケースは減少したが、離婚に関する相談は相変わらずサードセンター等で対応している。

離婚手続きについては協議離婚などの情報を提供し、別居同意書等についての助言指導を行ってきた。夫が外国にいるケースもあり、英語のできる弁護士を紹介し、依頼する方向でアトバイスした。

日本人男性と結婚した外国人女性からの相談については、英語以外の言語も必要となるため国際交流財団の外国人相談を紹介する。フィリピン関係ケースは日比人権養護協会(東京)が取り扱っている。

外国での消息調査は救世軍通信部(東京)が取り扱っている。

アメリカ赤十字からの緊急連絡は、県の赤十字と調整する。

外国よりの文書取り寄せについては、児童ケースと同様に在日外国公館に協力を求める。

6. 廃止期日

1996年9月3日理事会にて国際福祉相談所を1998年(平成10年)3月31日をもって廃止することを決議した。

# 【1996年】国際福祉相談所の事業閉鎖に至る経緯とその後の対応

## 1) 国際的児童問題の方向性

養子縁組対象児が漸減しており平成7年度は3人となっている。母親が非嫡の混血児を養子に出さねばならなかった経済的理由は、児童扶養手当等国内諸制度の充実により解決している。差別、偏見等の社会的理由は、近年芸能、スポーツ界における混血児の目ざましい活躍や、国際交流の活発化が異人種への心理的壁を取り除き、以前ほどの強い要因ではなくなっている。また避妊知識の普及や閉胎合法により、望まれない子は生まれてこなくなっている。それ故養子縁組対象混血児の数は少なくなっているが、相談の受け皿は必要である。まず児童相談所で受理した後、厚生省公認国際養子縁組機関である社会福祉法人日本国際社会事業団（東京）と協力して養子縁組をすすめることができる。

国際結婚の離婚、遺棄などから注目された無国籍児問題は、1985年の国籍法改正により一応の解決をみた。戸籍整備、帰化など法的身分の問題は今後も発生し続けるが、これらは本来法務局など公的機関が取り扱うべき問題であり、受付窓口での適切な情報提供と指導が求められる。提出書類のうち外国から取り寄せるものについては、それぞれの国の大使館、領事館の協力を求めるとともに、適当な国際交流機関に文書取り寄せと翻訳を委託するのも一案である。生活指導、教育問題については既設の相談機関での対応が可能である。

## 2) 女性問題の方向性

復帰後の日米経済事情の変化、社会環境の変化、価値観の多様化、クライアントの世代交代などは、相談内容にも変化をもたらした。クライアントの大部分が日本人女性である。

1990年夫が外国籍で妻が日本籍の国際結婚夫婦にも協議離婚が認められるようになり、カウセリングを求めるケースは減少したが、離婚に関する相談は相変わらず相談の主流を占めている。カウセリングケースについては基地内のファミリーサービスセンター等で対応している。

離婚手続きについては協議離婚などの情報を提供し、別居同意書等についての助言、指導を行ってきた。夫が外国にいるケースもあり、英語のできる弁護士を紹介、依頼する方向でアドバイスしたい。

日本人男性と結婚した外国人女性からの相談については、英語以外の言語も必要となるため国際交流財団の外国人相談を紹介する。フィリピン関係ケースは日比人権擁護協会（東京）が取り扱っている。

外国での消産調査は救世軍本営広報部（東京）が取り扱っている。

アメリカ赤十字社からの緊急連絡は、県の赤十字と調整する。

外国よりの文書取り寄せについては、児童ケースと同様に日外国公館に協力求める。

## 国際福祉相談所の事業閉鎖に至る経緯とその後の対応

### 1 設立

スイスに本部を置く回遊の外郭団体「国際社会事業団」(INTERNATIONAL SOCIAL SERV) (CIE-ISS)の冲繩代表部として1958年に設立された。当初の目的は混血児の養子縁組を援助することであったが、実際の相談内容は遺棄、離婚など国際的福祉全般に及ぶものであった。1972年日本復帰に伴い一國一代表部の原則から、東京の日本代表部を残し冲繩は廃止されることになったが、地縁社会のニーズに対応するため社会福祉法人国際福祉会に改組、国際福祉冲繩事務所として第2種社会福祉事業の国際的福祉相談所を存続させた。1980年同法人下に第1種社会福祉事業の児童養護施設「美さと児童園」を開設した。

### 2 財政

第1種社会福祉事業「美さと児童園」は措置費という公的財源で賄われており、第2種社会福祉事業「国際福祉相談所」は県補助金と日本自動車振興会公益補助金を受けつつ、必要経費の多くを寄附金という不安定な自己財源に依存してきた。(平成8年度予算額2千8百万円のうち、県補助金24%、日自振補助金17%で、残りの59%は自己財源で賄わなければならない。)

慢性的な資金不足の中で職員のパートタイム化など身を切る内部努力を重ねてきたが、それも限界に達している。設立当初より米軍婦人クラブが寄付を毎月継続してきたが、為替レート変動により実質的に目減りしている。理事会にとっても年間1千6百万円余の寄付を調達することは非現実的であり、理事の人選にも支障を来すことが懸念されてきた。このことが同法人下にある児童養護施設の負担となり、法人全体の弱体化に繋がる危険を孕んでいる。

また同法人下にある2種類の財源を裏にする施設と機関の間で、職員の勤務形態その他に差異を生ずることは好ましくない。

### 3 相談内容の変化

年間の新規受付件数は400件台で推移しているものの、相談内容においては深刻性、緊急性の度合いが薄れてきており、国籍法の改正、協議離婚の国際結婚への適用など当事者の負担は法制面から軽減してきた。若いクライアントは英語の知識もあり、社会資源の活用にも慣れており、情報提供をすれば自ら動いて問題解決にあたるのできる世代である。女性総合センターなどの女性相談の他、国際情報センターの設置により外国人相談も充実することが期待されている。

開設以来38年、国際的児童とその家族を底辺で支えてきた国際福祉相談所は、戦後50年を越えた現在一応の社会的責任を果たし終えたと自負している。今後の国際的福祉相談には国際化社会のニーズに合わせた多言語での対応が求められている。

#### 4 閉鎖期日

1996年9月3日理事会にて、相談所を1998年(平成10年)3月31日をもって閉鎖すること決議。

#### 5 国際福祉相談所閉鎖後の相談の受け皿

##### 1) 県内

- ・ 市町村 ・ 女性総合センター(相談全般)
- ・ 女性相談所(暴力、因習、一時保護)
- ・ 県民相談コーナー
- ・ 国際交流財団外国人相談(国際情報センター)
- ・ 児童相談所
- ・ 福祉事務所(児童扶養手当、生活保護)
- ・ 社会福祉協議会(生活一般)
- ・ 又は女性センター(相談全般)

##### 国

- ・ 法務局(戸籍、国籍、帰化)
- ・ 家庭裁判所(離婚、親権者指定、氏名変更)
- ・ 入国管理事務所(在留資格)

##### 民間団体

- ・ パールバック財団
- ・ 沖縄人権協会(人権相談)
- ・ 沖縄弁護士会(法律一般)
- ・ 宜野湾セミナーハウス
- ・ 日系インフォメーションセンター(KDD沖縄支店)

##### 外国公館

- ・ アメリカ総領事館
- ・ フィリピン名誉領事館

##### 米軍機関

- ・ ファミリーサービスセンター(海軍、海兵隊)
- ・ ファミリーサポートセンター(空軍)
- ・ コミュニティサービスセンター(陸軍)
- ・ 法務官事務所(各軍別)
- ・ アメリカ赤十字社
- ・ 海軍病院ローショナルサービス部
- ・ ファミリーアドボカシー

#### 2) 県外

- ・ 日本国際社会事業団(養子縁組)
  - ・ 家庭擁護促進協会大阪事務所(養子縁組)
  - ・ 救世軍本管広報部(人さがし)
  - ・ 日比人権擁護協会(フィリピン関係)
  - ・ 東京弁護士会外国人人権救済センター
- ・ 在外県人会・親善大使
  - ・ ISSアメリカ

#### 3) 国外

#### 6 関係機関への要望

##### 1) 女性総合センター

- ・ 外国人を相手方とする相談、外国語を要する相談、外国機関との連絡を要する相談を専門相談と位置付け、対応する相談員を嘱託で置いて欲しい。
- ・ 各福祉事務所、社会福祉協議会、医療機関等が受けた外国人や外国との連絡を要するケースをまとめて対応する役目を果たして欲しい。
- ・ 情報提供に必要な資料、リスト等を整備して欲しい。  
：外国語のできる弁護士  
：通訳者、翻訳者  
：在日外国公館
- ・ 相談申込書(数カ国語で)の常備
- ・ 連絡先、連絡希望時間を記入してもらい、相談員から連絡を入れられるようにする。

##### 2) 家庭裁判所

- ・ 窓口対応ではなくて相談室で話を聞いて欲しい。
- ・ 外国語のできる弁護士リストを必要に応じて提供して欲しい。
- ・ 申立書添付書類をできるだけ少なくして欲しい。
- ・ 外国人当事者に関する書類として婚姻、離婚等届記載事項証明を活用して欲しい。
- ・ 外国法の取寄せと翻訳の提出を申立人に義務づけるのは、負担が大きすぎると思われる。準拠法を決めてから、最高裁判所もしくは在日外国公館にその国の法律の提出を依頼することはできないであろうか。